

濟



内務大臣報告福島縣下耶麻郡吾妻村  
沼尻、山噴火被害、狀況

右謹<sub>テ</sub>御覽<sub>ニ</sub>供<sub>ス</sub>

明治三十三年七月二十三日

内閣總理大臣侯爵山縣有朋



由乙一三

明治卅三年七月廿三日

内閣書記官



内閣總理大臣



内閣書記官長



内務大臣報告福島縣下耶麻郡吾妻村  
沼尻、山噴火被害、状況

豆

福乙第 一七二號

福島縣知事ヨリ別命寫之通噴  
火被害之狀況報告有之候  
右報告候也

明治三十三年七月廿一日

内務大臣侯爵西郷從道



内閣總理大臣侯爵山縣有朋殿

乙二二

内務省

大正十三年六月廿一日

内務大臣 福島縣知事



噴火ノ降灰凡ソ方二里餘ニ亘リ深キハ  
五尺以上ニ及フモ田畑ニ被害無シ負傷者十  
五名ノ内五名死亡事務長洪澤巳之助ノ死  
体未タ發見セズ噴出尚ホ未タ止マス又負傷  
者ニ對シテハ直ニ福島病院長及赤十字  
社看護婦ヲ特派シ十分救護セリ

### 内務大臣 電報譯

七月二十日午後七時二十五分發  
福島縣知事

噴火ノ降灰凡ソ方二里餘ニ亘リ深キハ  
五尺以上ニ及フモ田畑ニ被害無シ負傷者十  
五名ノ内五名死亡事務長洪澤巳之助ノ死  
体未タ發見セズ噴出尚ホ未タ止マス又負傷  
者ニ對シテハ直ニ福島病院長及赤十字  
社看護婦ヲ特派シ十分救護セリ

通信大臣 請議東海道鐵道改修内務省

Handwritten text in vertical columns, likely a memorandum or official report. The text is dense and written in cursive style.

大臣  
内務大臣  
陸軍大臣

内閣書記官  
内閣書記官

内甲一九七、通甲四ハシタス

明治三十三年七月二十日

内閣書記官

内閣總理大臣

内閣書記官長

外務大臣	大藏大臣	海軍大臣	文部大臣	逓信大臣
陸軍大臣	司法大臣	農商務大臣		

一内務大臣請議茨城縣下道路擴築ノ為メ  
 土地收用法適用ノ件  
 一逓信大臣請議東海道鍊道改良工事ノ為メ